

一般社団法人北海道建築技術協会 会長 宛

正会員 入会 申込書

貴協会の趣旨に賛同し、正会員として入会を申し込みます。

申込日 年 月 日

登録法人名 又は 個人名	(正式法人名 又は 個人名)	個人会員 勤務先		
連絡先 住所等	〒 □□□□-□□□□ (住所は略さず正式な「○番○号」「○番地○号」までご記入願います。)			
	E-mail (法人は連絡担当者) ※単独・共用			
	電話	FAX		
会員希望区分 註	<input type="checkbox"/> 法人会員 (A ・ B) <input type="checkbox"/> 個人会員		紹介者	
法人会員用	連絡者の氏名 所属部署・職			
	代表者氏名			
	所属産業分野		直近2年間平均売上高 (法人会員B希望者)	千円
	複数名登録希望者 氏名/E-mail/TEL 他	氏 名	E-mail	TEL 他

註 会員区分は下表を参照してください。

正会員区分等に関する内規

(2016年5月11日施行)

区 分		摘 要	入会金	年会費	
正 会 員	法人会員	法人会員A	会社及び団体	30,000円	60,000円
		法人会員B	法人会員Aのうち、小規模(直近2年間における売り上げ平均が3千万円未満)の事業を営む法人で、常任理事会において認められたもの	10,000円	20,000円
	個人会員	法人以外の個人で入会する者。ただし、会社及び営利を目的とする団体に所属している場合は、常任理事会において認められた者に限る。	1,000円	3,000円	

註 1 会員区分と事業参加の関係

法人会員の場合はその法人に所属するすべての者が事業に参加することができ、個人会員の場合には加入者本人のみが参加できるものとする。ただし、法人を会員とする団体が当協会の会員であるときは、当該団体の構成員は当協会の会員扱いとはしない。

註 2 会員区分について

- 1) 業界団体等は法人会員とする。
- 2) 2007年11月以降の入会希望者において、法人の代表者は個人会員になることができない。ただし、主たる事業が設計事務所小規模(法人会員B相当)の場合を除く。また、現法人会員Bがこれに該当する場合、申請があれば個人会員として変更を認める。(現在、法人の代表者が個人会員となっている者にはこれを適用しないが、法人会員への切り替え申請をなるべく願います。)

●入会に関する規約 (定款第3章より)

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

別紙

入会の理由または動機：

入会して行ってみたいこと：

経歴：
